

就労選択支援に関するQ&A

Q 15歳以上18歳未満の高校生が利用する場合、どのような手続きが必要ですか？

18歳未満の方が利用する場合は、児童相談所長から「利用が適当である」という意見書を、市区町村へ出してもらう必要があります。自治体によっては、学校を通じてまとめて手続きを進める場合もあります。

Q 学校を休んで利用することになりますが、欠席扱いになるのでしょうか？

校長の判断により、欠席扱いにならず「出席停止等」として扱うことができます。進路選択のための活動として、学校側の配慮が可能です。

Q 放課後等デイサービスや障害児入所施設を利用している場合、同じ日に利用できますか？

はい、可能です。

- ・放課後等デイサービス：時間帯が異なるため、同じ日に利用できます
- ・障害児入所施設：目的が異なるため、同じ日に利用できます
- ・注意：成人向けの日中活動サービス（生活介護、就労移行、A型・B型等）との同一日利用は、原則できません

お住まいの自治体の障害福祉課窓口へお問い合わせください。そのほか不明な点やご質問がある場合は、



参考資料のご案内

さらに理解を深めていただくため、以下の情報をご案内しています。

- 1 市町村障害福祉担当課のご案内（沖縄県ホームページより）
- 2 制度の説明動画：就労選択支援の目的や内容を、分かりやすく解説した動画
- 3 沖縄県版就労選択支援ガイドブックのご案内

1



市町村障害福祉担当課のご案内

2



制度の説明動画

3



沖縄県版就労選択支援ガイドブック

本ご案内は、沖縄県障害福祉課 就労移行等連携調整事業を活用して作成しています。

監修：医療法人陽和会 障害者就業・生活支援センターブリッジ

作成：株式会社アソシア



これからの働き方を一緒に考えるサービス
就労選択支援のご案内

本人・ご家族向け

沖縄県

就労選択支援ってどういうサービス?

「自分に合った働き方」を一緒に見つけていくための福祉サービスです

得意なことや苦手なこと、働くうえで大切にしたい気持ちを整理していきます。

自分のことを、自分で納得して選べることを大切にしています。

進路に迷っているときや、次の一步を考えたいときに、安心して利用できる支援です。



どういふことをするの?

本人との面談を通して、これまでの経験・希望・不安を整理します

本人・支援者・関係機関が情報を共有しながら、本人が納得して次の進路や働き方を選べるよう支援します

実際の作業や活動の様子をもとに、得意なこと・苦手なこと・配慮が必要な点を確認します

働くうえで必要な支援内容や利用できる福祉サービスを具体的に整理します

終了後、就労選択支援で整理した内容を関係機関へ引き継ぎ、次のステップ(インターンシップ・就職・福祉サービス利用等)を具体的にします



POINT 就労選択支援の進め方は、通って利用する場合や自宅などへの訪問支援など、地域の状況によって異なることがあります。詳しい内容については、お住まいの地域の就労選択支援事業所にお問い合わせください。

だれが利用できますか?

学生



特別支援学校や一般高校に通っている方、また卒業後の進路をこれから考えたい方など、進路がまだ決まっていない段階の方におすすめの支援です。

成人



就労系障害福祉サービスの利用を考えている方をはじめ、すでに福祉サービスを利用している方も本人の希望により利用が可能です。「今の自分にあつた別の働き方に挑戦したい」と考えた時に利用ができます。

原則、利用する必要がある方

- ・就労継続支援B型をはじめて利用する希望のある方(2025年10月～原則利用)。
- ・就労継続支援A型をはじめて利用する希望のある方(2027年4月～原則利用)。
- ・就労移行支援の標準利用期間(2年間)の更新(延長)を希望したい方(2027年4月～原則利用)。

高等学校および特別支援学校在校生の保護者様へ

利用するタイミングについて: 高校1年生～3年生まで在学中の利用が可能です。(高校2年生など進路が確定する前の段階の利用が勧められます)。どのタイミングで使うとよいか、学校と相談しながら決めましょう。

利用までの流れ

STEP1

市町村の障害福祉窓口に相談します

STEP2

相談支援事業所と利用契約

STEP3

利用する就労選択支援を決めて、利用できる時期を確認します

STEP4

利用計画案をもとに、市町村で支給決定され受給者証が発行

STEP5

就労選択支援事業所と利用契約

※すでに相談支援事業所と利用契約を締結している方は、STEP2を省略できます。



POINT 原則として利用期間は1か月ですが、実際に支援として関わる期間は1～2週間程度を想定しています。

利用にあつての注意点

- ☑ 評価や判定が目的ではありません
- ☑ 本人の理解と納得を重視します
- ☑ 無理に進路を決めるものではありません
- ☑ 「合わない選択を防ぐ」ための支援です

- ・就労選択支援は基本的に一人ひとりに合わせた支援のため、同時に利用できる人数には限りがあります。
- ・相談から利用開始までに時間がかかる場合があるため、早めに相談し、余裕をもって計画的に利用することが大切です。
- ・すでに一般就労や就労移行支援の利用が決まっている場合は、状況によって利用の優先度が下がることがあります。
- ・利用開始時や利用終了時には、関係する方々が集まり、内容をみんなで共有しますので、日程調整などへのご協力をお願いします。